

平成 2 4 年 6 月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 2 4 年 6 月 1 2 日)

危 機 管 理 局

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年-19 (23.11.25)	危機管理局	島根原発1号機・2号機の 定期点検後の再稼働見合わせと3号機の建設凍結を求 める意見書の提出について 反核・平和の火りレー鳥取 県実行委員会	○島根原子力発電所1, 2号機の再稼働及び建設中の3号機の稼働については、国の責務として福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させるとともに、事故原因を徹底的に究明し、原子力発電所の安全性の確保を責任を持って行うとともに、国民に対して分かりやすく説明するよう繰り返し強く要望してきたが、いまだ国から完全に示されていない状況にある。 ○国に対しては、次のとおり繰り返し強く要望してきた。 【主要要望内容】 ①島根原子力発電所について、国において地震及び津波等に対する施設の安全性を点検するとともに、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。 ②福島第一原子力発電所の事故では、原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことに鑑み、現在は8～10キロとされているEPZ「防災対策を重点的に充実すべき範囲」について見直しを行うとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。 ③中国電力株式会社に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。 【時期】3/15, 4/20/, 7/26, 10/13, 10/20, 12/20, 平成24年4/11 ○更に、本県同様の環境にある（原発周辺自治体）京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合や全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも国に次のような要望をしてきた。 【主要要望内容】 ■原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備 ・原子力発電所の安全基準を明確化すること。 ・地震や津波等の想定の見直しによる安全性を確保すること。 ・監視体制の強化と情報提供を徹底すること。 ・EPZの見直しなど原子力災害対策に関する法律等の見直しなど、所要の措置を講ずること。 ・原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること。

- このような要望を受けて、1月31日に原子力災害対策特別措置法の改正案が閣議決定され、同日国会に提案。5月29日から国会審議入り。
 - ※原子力安全委員会（H23年11月17日）において、防災指針に、重点的に防護対策を実施すべき区域としてUPZ（緊急時防護措置準備区域：30キロ）を設定するという方向が打ち出されており、原災法改正案を受けた政令で、法改正後には本県が関係周辺都道府県として位置付けられる見込み。
 - ※今後、原子力規制庁において、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置準備区域（UPZ）における防護措置（屋内退避指示や安定ヨウ素剤配布など）の発動などの見直しの検討に取り組まれる予定。
- また、原子炉等規制法の改正案も5月29日から国会審議入り。
 - ※原子力安全規制の強化策として運転期間の制限（原則40年、ただし環境大臣の認可を受けて、20年を超えない期間、1回に限り延長可能等）などが盛り込まれる見込み。
 - ※今後、原子力規制庁において、原子力安全規制に係る最新の技術的知見を、施設・運用に反映させることなどの見直しの検討に取り組まれる予定。
- 中国電力に対しては、平井知事から、平成23年5月27日に山下社長（現会長）に対し、島根原子力発電所の安全対策等について直接文書で申し入れ、平成23年12月25日に、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」を締結した。
 - ・発電所の増設等に係る事前の報告を受けた場合、あるいは、職員が現地確認を行った場合に鳥取県等から意見を言い、中国電力は誠意を持って対応する。
 - ・発電所の運転等の原因により損害を与えた場合には、損害賠償（仮払い含む。）する。
 - ・国の原子力防災対策の見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、鳥取県等から改定を申し出ることができる、など
- 国の原子力防災対策の見直しが進みつつある状況にあるので、それらを踏まえながら、島根県と中国電力との安全協定にはない項目であるが、「原子力発電所の運転再開等に当たっては、鳥取県、米子市、境港市の同意を得ること」を、引き続き中国電力に求めている。

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
24年-12 (24.6.6)	危機管理局	「緊急事態基本法」の早期 制定を求める意見書の提出 について 鳥取市 個人	○緊急事態基本法については、平成16年5月に、自由民主党・民主党・公明党の3党間において、緊急事態基本法（仮称）についての覚書が締結され、次期通常国会で成立を図ると合意されたが、要綱・法案は作成されないまま現在に至っている。 <緊急事態基本法（骨子）の項目> 1 緊急事態の定義 2 緊急事態における基本的人権の尊重 3 緊急事態における国、地方公共団体の責務及び国民の役割 4 緊急事態における国会の関与 5 緊急事態における内閣総理大臣の権限 6 緊急事態における体制の整備 ○武力攻撃事態等については、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にすることを目的とした「国民保護法」が平成16年に制定されているところ。 ○なお、本県では、大規模な自然災害等への国の危機管理体制の整備について、次のとおり要望してきているところ。 ・新型インフルエンザの対策本部における国と自治体の役割、指揮命令系統の明確化（H22.5／国への施策要望） ・大津波や原発事故といった未曾有の大災害にも的確に対処できるよう、政府として一元かつ強力に対応できる危機管理体制の整備（H23.4／国への緊急要望） ・震災時における、国の権限と責任の一元化、担当省庁の明確化、横断調整のしくみの構築等（H23.4／関西広域連合の国への緊急提案） ・北朝鮮ミサイルの発射に係る対応について、国の体制、対応計画などの明確化（H24.4／国への施策要望） ○大規模自然災害等における基本的人権の取扱いについては、慎重な検討が必要と考える。